

みんなの役割

こども未来条例では、お互いに協力して子どもの権利を守り、こどもまんなかのまちづくりに努めることを定めています。

保護者

子どもが安らかに過ごし、
健やかに育つ環境をつくります

子どもの人格を認め、
意見や気持ちに耳を傾けます

基本的な生活習慣等を身に付けるよう、
子どもの養育に努めます

共通の役割

お互いに連携・協働し、
子どもの権利を保障します

園・学校等 関係者

子どもの意見を尊重します

子どもが主体的に考え、行動する
力を身に付けるよう支えます

いじめや差別に
早期に対応し、支援します

子ども



大垣市

子どもの健やかな育ちを支えます

多様な世代交流の機会をつくります

子どもを見守り、安心できる
地域をつくります

子どもの意向を把握し、子ども関連の
施策を計画的に推進します

おとながそれぞれの役割を果たすための
支援・調整をします

子どもや子育て世帯からの
相談に応じます



事業者

子育てしやすい
職場環境づくりに努めます

困ったな...と思ったら

相談窓口 ～相談できる場所があります～

こども家庭センター (大垣市)

- ・月曜日～金曜日(祝日、年末年始は休み)
- ・午前8時30分～午後5時15分
- ・子どもや子育て世帯、妊産婦の相談窓口

TEL 0584-47-7197

親子のための相談LINE (こども家庭庁・岐阜県)

- ・月曜日～金曜日(祝日、年末年始は休み)
- ・午前10時から午後8時まで
- ・子ども(18歳未満)とその保護者の方などのLINE相談

LINE



こどもの人権110番 (法務省)

- ・月曜日～金曜日(祝日、年末年始は休み)
- ・午前8時30分～午後5時15分
- ・いじめなどの電話、メール、LINEでの相談

フリーダイヤル

TEL 0120-007-110

LINE



24時間子どもSOSダイヤル (文部科学省)

- ・毎日 24時間対応
- ・いじめや子どものSOS全般

フリーダイヤル

TEL 0120-0-78310

チャイルドライン

(NPO法人チャイルドライン支援センター)

- ・毎日 午後4時～午後9時(年末年始は休み)
- ・18歳までの子どもの相談窓口

フリーダイヤル

TEL 0120-99-7777

チャット

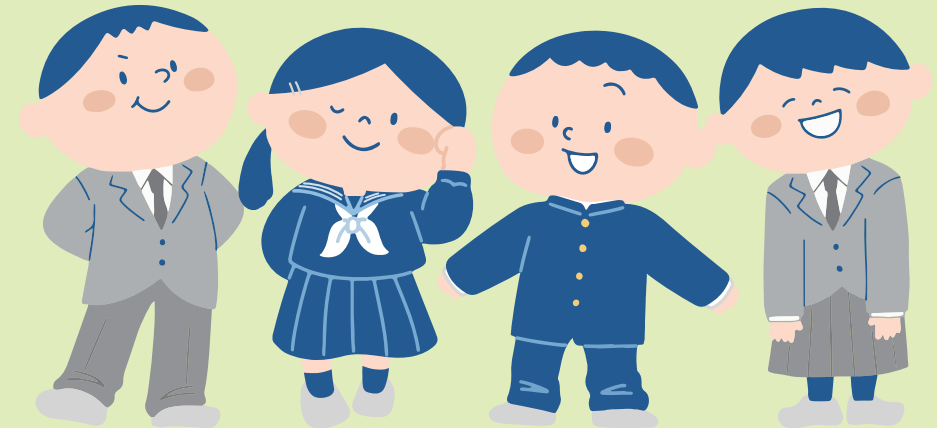


大垣市

こども未来条例

大垣市では、お父さんお母さんが、安心して子育てができ、みなさんが、夢や希望を持ち、健やかに成長できるよう、こども未来条例を作りました。

条例とは、地域社会をより良くするために、自治体が定めるルールのことです。学校には校則があるように、自治体には条例があり、住民の生活をより良くするための基準となっています。



目指すまちの姿

- ・安心して子育てができ、共に育つ
共育でのまち
- ・全ての子どもが権利の主体として、
夢や希望を持ち成長するまち

基本理念

- ・子どもの意見を聴き、子どもの
最善の利益を第一に考慮します
- ・子育てが楽しく感じられるよう
みんなで支えます
- ・子どもが地域の一員として地域の
活動に参加できる環境をつくります

子どもの権利

子どもは、権利の主体として、次のような権利のほか、健やかな成長のための全ての権利が保障されます。

あらゆる差別を受けない権利

性別、障がいの有無などに関係なく、平等に扱われます

子どもにとって最も良いことが優先される権利

子どもの成長にとって良いことを第一に考えてもらえます

健やかで幸せに育ち、生きる権利

十分な食事と安全な住まいが保障されます

自分の意見を表明する権利

自分の考えを表現し、目標に向かって取り組んだり学校や地域などの活動に参加できます

愛情をもって育てられる権利

温かい言葉をかけてもらい、大切にされながら成長できることが保障されます

適切な情報を得る権利

年齢に応じて、成長に必要な情報や社会の出来事について知ることができます

あらゆる暴力及び虐待から守られる権利

いじめや体罰、虐待から保護され、必要な場合は市や児童相談所などに助けを求めることができます

休息し、遊び、及び興味のある活動に参加する権利

心身を休めたり、スポーツや音楽などの好きな活動を楽しむことができます

教育を受ける権利

誰もが差別なく、自分の能力や興味に応じて学ぶことができます

虐待などの被害に遭った場合又は罪を犯した場合に社会に戻るための支援を受ける権利

カウンセリングなどの支援を受けながら、再び普通の生活に戻る機会が保障されます

主な取組



- ・子どもの意見を聴いたまちづくり
- ・子どもの成長のために必要な経験や体験の機会づくり
- ・子どもが主体的に過ごせる、多様な居場所づくり
- ・子どもが子どもらしく成長し、暮らすことができる環境づくり
- ・保護者が安心して子育てができる共育での環境づくり



ワーク

子どもの権利を知っていますか？



子どもの権利は、あなたの人生や成長を守るための大切なものです。生まれたときから、すべての子どもが持っているもので、誰にも奪われることはありません。自分の権利を知することは、自分自身を大切にすることにつながります。同時に、友だちの権利も同じように尊重することが大切です。

\\ 考えてみよう! /

あなたの権利が守られていると感じるのは、どんなとき？

\\ 考えてみよう! /

友だちの権利を守るために大切だと思うことは？



人として大切な「子どもの権利」

大垣市子ども未来条例では、子どもたちの権利を大切にすることを定めています。子どもの権利は、この条例にある10の権利のほかに、世界の約束事である「子どもの権利条約」からも知ることができます。

〈子どもの権利条約〉

世界の子どもたちを守るために活動しているユニセフ（国際連合児童基金）や世界の国々が協力して、1989年に「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」を作りました。日本は1994年にこの条約に協力することを約束しました。



子どもの権利条約には、次の4つの原則があります。この原則は、子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

差別のないこと

- ・人種、国籍、性、意見の違い
障がいの有無、経済状況などによって差別されず、条約に定めるすべての権利が保障されます。

子どもにとって最も良いこと

- ・子どもに関することが決められ、行われる時は、その子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えます。

命を守られ成長できること

- ・子どもの命が守られ、能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

意見を表明し参加できること

- ・子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表明でき、おとなはその意見を十分に考慮します。

\\ 考えてみよう! /

子どもの権利が大切にされる社会って、どんな社会？

\\ 考えてみよう! /

あなたがおとなになった時に、どんな社会を作りたいですか？



ユニセフHP
子どもの権利条約